

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 白鷹町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	101.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.7%
全職員	94.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	103.5%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.8%
31～35年	95.0%
26～30年	90.2%
21～25年	96.7%
16～20年	88.4%
11～15年	91.8%
6～10年	97.1%
1～5年	96.1%

【説明欄】

- ・医療職医師については全体へ与える影響が大きいため除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、一週間の勤務時間に応じた算出をしている。
- ・全職員に係る情報において、女性の給与の割合が高くなっているのは、医療職看護師等に女性職員が多く在職しているため。
- ・扶養手当については男性に支給している場合が多く、受給者に占める割合は61.2%である。
- ・勤続年数別の36年以上区分及び本庁課長補佐相当職において、女性の給与の割合が高くなっているのは、男性職員にのみ定年延長による給与の7割措置の対象となった職員が在職しているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。